

只見町国民健康保険朝日診療所
短時間（介護予防短時間）通所リハビリテーション 基本料金表
（令和 6年 6月 1日現在）

基本営業日は、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日です。
（水曜日、祝祭日、年末年始、お盆を除く。）
基本営業時間は9：30～11：00（1時間30分）となります。

○短時間通所リハビリテーション〔1時間以上2時間未満〕

要介護度	基本利用料	日用品費	教養娯楽費	日 額	単位（円）
要介護1	369	0	50	419	
要介護2	398	0	50	448	
要介護3	429	0	50	479	
要介護4	458	0	50	508	
要介護5	491	0	50	541	

○介護予防短時間通所リハビリテーション〔1時間以上2時間未満〕

*基本利用料は、月額となります。単位（円）

要介護度	基本利用料 （月額）	要介護度	日用品費	教養娯楽費	日 額
要支援1	2,268	要支援1	0	50	50
要支援2	4,228	要支援2	0	50	50

・短期集中リハビリテーション実施加算 110円／日

退院・退所日または認定日から3月以内に、週2日以上、1日当たり40分以上の個別リハビリが行われた場合に加算となります。

○基本利用料とは、介護保険サービス費の利用者負担分（1割）です。

○「65歳以上の第1号被保険者で一定以上の所得がある人」の場合、自己負担割合が2割～3割に引き上げられます。

○日用品費とは、ペーパータオル、トイレットペーパー等ですが、当分の間、頂きません。

○教養娯楽費とは、クラブ活動やレクリエーション活動等で使用する材料にかかるものです。

※その他、サービス状況により加算が行われる場合は、随時説明させていただきます。